

第 1 章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類 地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）観光振興と観光に関連する施策及び事業の財務事務の執行について

3 特定の事件として選定した理由

- ・下関市は、地理的には、本州の最西端に位置し、三方を海に開かれ、緑も多く豊かな自然に恵まれており、関門海峡（馬関海峡）、ホテルの里としての豊田町、巖流島、「関門橋」、「オーヴィジョン海峡ゆめタワー」、「角島大橋」など、観光名所を有している。
 - ・下関市は、歴史的には、壇ノ浦の戦いは源平合戦最後の戦いの地、戦いに敗れた平清盛の孫・安徳天皇を祀る「赤間神宮」。「巖流島」は宮本武蔵と佐々木小次郎の決闘の地で有名である。長府にある「功山寺」は、高杉晋作が奇兵隊を挙兵し長州藩から明治維新へと導いた地であって歴史的な史跡も有している。
 - ・「しものせき海峡まつり」、「関門海峡花火大会」、「馬関まつり」、「下関海響マラソン」といった四季を通じて祭りやイベントも開催され、恵まれた観光資源を有している。
 - ・政府は、「観光」が我が国の成長戦略の柱、地方活性化の切り札との認識の下、全国各地にある観光資源を活用すべく、観光立国への実現を目指して諸々の政策を実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の発生により、ここ数年、観光に打撃を受け観光及び観光行政は停滞していた。一昨年の令和 5 年 5 月に、新型コロナウイルス感染症がインフルエンザと同じ第 5 類感染症に引き下げられたことに伴い観光の機会も復活してきている。
 - ・観光事業は本市における重要な施策の一端を担っており、これまでの施策の成果について分析・評価を行い、これからの施策に活かしていくことが重要である。
 - ・また、今まで、下関市の包括外部監査で、観光事業をテーマに取り上げていなかったことも選定要因の一つである。
- 以上ことから、当該事業について経済性、効率性及び有効性をもって実施されているか否かについて監査を実施することは有意義であると判断し、監査テーマとして選定した。

4 監査の対象年度 令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）とする。なお、必要に応じて他の年度についても対象としている。

5 監査の対象部局 令和 5 年度観光に関し、市の全ての部局課を監査対象とした。なお、観光に関わる個別事案の検討は観光に関わる事業としてサンプルを抽出した部局のみである。

6 監査の実施期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 6 日まで（なお、監査契約期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までである。）

第 2 章 外部監査の対象の概要

1 下関市における観光の現状

(1) 観光客数・宿泊者数の推移～令和 5 年までの過去 10 年

下関市は、観光客数 1,000 万人、宿泊客数 100 万人を目標に令和 6 年度も観光施策を続けている。これは、以下(3)、で記述している平成 24 年 12 月に公表した「下関市観光交流ビジョン 2022」から引き継いでいる。更に、以下(4) 附則、(5) 期間延長と引き継いでいる。

(2) 令和 5 年の観光客数・宿泊客数について

- ・観光客数の推移 ・令和 5 年の下関市観光客数は、実人数 5,717,687 人で、対前年比 125.4%、1,158,317 人の増となった。
- ・宿泊客数の推移 ・令和 5 年の下関市宿泊客数は、市全体で 788,714 人で、対前年比 114.6%と、100,645 人の増となった。

(3) 下関市観光交流ビジョン 2022

(4) 下関市観光交流ビジョン 2022（附則）

(5) 下関市観光交流ビジョン 2022 の計画期間延長（2023 年－2024 年）

2 下関市の観光と下関市の観光関連部署

(1) 下関市の観光スポーツ文化部の観光政策課と観光施設課

下関市では、観光に係る部署は主として観光スポーツ文化部にある観光政策課と観光施設課である。

1. 観光政策課 観光政策課は企画振興係、誘致係及び国際観光推進室で構成される。
2. 観光施設課 観光施設課は開発整備係及び施設管理係で構成される。

(2) 下関市の観光スポーツ文化部観光政策課、観光施設課以外が関与する主要な管理施設・観光宣伝事業

- ・スポーツ振興課（観光スポーツ文化部）・文化振興課（観光スポーツ文化部）
- ・総合政策部共創イノベーション課 海響館等を除いた海峡エリアビジョン（あるかぼーと・唐戸地区）の策定。
- ・港湾局振興課 ・総合政策部広報戦略課
- ・教育部（教育委員会） 主な施設・教育施設だが、観光案内で取り上げられている施設 歴史博物館、考古博物館、美術館、東行記念館、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム等
- ・総合支所（豊浦・豊北・豊田・菊川） 観光宣伝業務（4 総合支所共通）
菊川おもてなしプロジェクト（令和 5 年度菊川総合支所）
豊浦地域（川棚温泉エリア）再生事業（令和 5 年度豊浦総合支所）
- ・山口県の関連施設 海峡ゆめタワー・角島大橋等は、山口県の関連施設となっている。
- ・北九州市 関門海峡観光推進協議会は、北九州市（特に門司区）とで、関門地域の観光振興を推進するため、観光宣伝、観光関連事業を行っている。
- ・観光関連の主な団体（施設、関係法人等）
 - ・一般社団法人下関観光コンベンション協会
 - ・海峡花火大会実行委員会 一般財団法人下関 21 世紀協会（出捐団体）
 - ・馬関まつり実行委員会 一般社団法人下関青年会議所（JC）
 - ・しものせき海峡まつり（下関商工会議所青年部）
 - ・公益財団法人下関海洋科学アカデミー（出捐団体）
 - ・一般財団法人下関市公営施設管理公社（出捐団体）

3 下関市の歳入、歳出と観光費、観光関連費の推移

下関市の観光、観光関連に関する歳入・歳出は、公表している予算書・決算書の中で点在している。

下関市の予算書・決算書で、一般会計、特別会計、企業会計の区分から観光施策を捉えると以下の通りである。

1. 一般会計 第 7 款商工費の第 2 項に観光費があり、観光費は、観光総務費、観光振興費と観光施設費と水族館費に分かれている。
 - ・総務費の総合支所費の毎年の主要施策に掲げられているのは、観光宣伝業務である。
 - ・総務費の企画費には、下関駅前から唐戸市場、火の山地区近くの観光関連費は、総合政策部共創イノベーション課が担当している、あるかぼーと地区の観光・レクリエーション関連費がある。
 - ・教育費には、観光地案内に登場する歴史博物館、考古博物館、東行記念館、美術館等の教育部・教育委員会が所轄する施設の関連費が属する。
2. 特別会計 観光施設事業特別会計で観光施設の歳入・歳出を経理している。
3. 企業会計 該当なし。

4 地方公共団体における観光に関する法令の体系

下関市例規集から監査のテーマである「観光振興と観光に関連する施策及び事業の財務事務の執行」に関すると考えられる条例、規則等を確認した。

第 3 章 監査の結果及び意見

1 監査の結果及び意見の定義

本報告書は、地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、監査の結果に関しては、「結果」（本報告書では「指摘」と記載している。）及び「意見」に区分して記載している。本報告書において、これらを次のように定義した。

監査の「指摘」：法令、条例、規則等に反していると判断される事項や包括外部監査人として社会通念上適切性を欠き不当と判断した事項

監査の「意見」：「指摘」以外で、包括外部監査人として将来のために改善・検討していくことが望ましいと判断した事項

2 監査の結果及び意見の一覧 概要

本章の「3. 監査の結果及び意見（総論）」及び「4. 監査の結果及び意見（個別事案）」に記載した指摘事項は9件、意見は33件であった。

区分	総論	個別事案	計
指摘	0	9	9
意見	3	30	33
計	3	39	42

総論については以下のとおりである。

番号	指摘又は意見	内容（要約）
総 1	【意見】下関市補助金ガイドラインの厳格な運用について	下関市補助金ガイドラインが有名無実とならないために、補助率が2分の1を超える補助金については例外的であり、補助率の逡減に向けた具体的な検討を行い（例えば、自主財源の確保であればどの程度の金額を目標とし、その取組みに伴う達成状況の確認作業）、当該検討記録を残すべきである。
総 2	【意見】負担金（及び補助金）を処理する場合の手続について	負担金について、法令に基づく義務的負担金は別として任意のものについては負担する旨の意思決定をした際に書類は作成するとともに、負担する場合の手続を該当する所管課で定めておくことが望ましい。 さらに、負担金又は補助金の交付を受ける観光協会や連絡協議会等団体の事務局を所管課が業務として担っている場合、該当する所管課で事務及び財務処理手続を定めておくことが望ましい。
総 3	【意見】アスベスト除去作業が発生すると思慮される案件について	競争入札後業者と契約締結後にアスベストの存在が発覚し、追加工事を行っている案件が数件発生していた。アスベスト除去作業が発生すると思慮される建築物等の改修工事においては、事前にアスベスト調査を行い、除去作業を含めた設計ができな

個別事案については以下のとおりである。

事業 No.	個別番号	指摘又は意見	内 容（要約）
観光スポーツ文化 観光政策課			
No. 1 下関市観光イベント開催事業補助金（しものせき海峡まつり）	1	【意見】下関市職員の寄付金の予算化について	下関市職員の寄付金の予算化は不適切である。
No. 2 下関市観光イベント開催事業補助金（海峡花火大会）	2	【指摘】実績報告内容（収支決算書）の精査について	下関観光イベント開催事業補助金実績報告で収支決算書等は、会計原則に則らない杜撰（ずさん）な決算書が提出されており、高額かつ内訳が不明なものが散見された。一般の会計原則に従ったものへ修正させる必要がある。
No. 2 同上	3	【指摘】補助金交付必要性の抜本的見直しについて	下関 21 世紀協会の決算書類を確認したところ正味財産期末額に（大部分が預金資産）潤沢な財産があり、税引後当期正味財産増減額も増加している。本補助金交付の必要性を抜本的に見直す必要がある。
No. 5 吉田観光協会補助金	4	【意見】吉田観光協会の事務局の運営及び自主財源の確保について	運営の在り方について見直しを行い、観光協会の業務を市の外部の団体に引受けてもらうことを模索し、補助金に頼ることない自主財源の確保を努めて頂きたい。
No. 7 しものせき観光キャンペーン補助金	5	【意見】自主財源の増加と補助率改善について	補助率 94.7%と高いため、自主財源の増加の要請と補助率改善を求める必要がある。

No.9 下関市ワーケーション受入環境整備事業費補助金	6	【意見】 正確な効果測定の実施について	本補助金交付の効果測定をするため、正確なワーケーション利用者を把握しておくべきと考えられる。
No.10 令和4年度 観光需要回復事業費補助金(城下町長府時代祭り振興会)	7	【意見】 補助金処理の事務局について	補助金の交付先は明確に記すべきである。
No.11 関門海峡観光推進協議会負担金	8	【意見】 負担金の負担割合等について規約や約款等での記載について	負担金額を取り決めたことを裏付けるため、各市の負担金の負担割合等につき、関門海峡観光推進協議会の規約や約款等で明確にしておくべきと考える。
事業 No. 3、4、6、8 ……【指摘又は意見】なし。			
観光スポーツ文化部 観光施設課			
No.12-3 海峡ビューしものせき改修事業(電動二方弁取替工事)	9	【意見】 アスベスト除去作業が発生すると思慮される案件について	アスベスト除去作業が発生すると思慮される建築物等の改修工事においては、事前にアスベスト調査を行い、除去作業を含めた設計ができないか検討されたい。
No.14 火の山夜間人的警備業務(長期継続契約)	10	【指摘】 請求書の提出の遅れについて	業者、下関市とともにチェック体制を整えておくべきである。
No.15 下関市火の山パークウェイ園路清掃業務	11	【指摘】 「就業報告書」の確認印について	就業報告書の確認業務の履行にあたり確認を徹底されたい。
No.20 長府庭園茶室通路設置業務(令和5年度)	12	【指摘】 予定価格が499,999円の随意契約について	原則は、一般競争入札であるので、下関市契約規則第19条で定める額(50万円)を超えないように予定価格を499,999円にして随意契約にするのは望ましくない。
No.25 火の山立体駐車場防火扉等改修工事	13	【意見】 アスベスト除去作業が発生すると思慮される案件について	アスベスト除去作業が発生すると思慮される建築物等の改修工事においては、事前にアスベスト調査を行い、除去作業を含めた設計ができないか検討されたい。
事業 No.12-1、12-2、No13、16、17、18、19、21、22、23、24、26、27……【指摘又は意見】なし。			
総合政策部共創イノベーション課			
事業 No.28、29 ……【指摘又は意見】なし。			
豊北総合支所			
No.32 下関市角島サイクルポート管理運営業務	14	【意見】 適正な指定管理料の積算について(経済性)	当該事業は、著しく稼働状況が低く採算が悪いことから、事業自体の存続の有無を検討されたい。
No.34 角島灯台公園管理運営業務	15	【意見】 モニタリングレポートのチェックシートの検討について	チェックシート項目を利用する際には前年踏襲ではなく、指定管理者の実態を把握したうえで、より実効的な評価を行うこととされたい。
No.36 下関市豊北地域観光振興団体事業補助金(豊北町観光協会事業補助金)	16	【意見】 豊北町観光協会の運営の在り方及び補助金の自主財源確保について	運営の在り方及び補助金の自主財源確保について検討されたい。
事業 No.30、31、33、35、37 ……【指摘又は意見】なし。			
豊田総合支所			
事業 No.38、39、40、41、42 ……【指摘又は意見】なし。			

豊浦総合支所			
No. 43 下関市豊浦地域観光振興対策事業補助金（豊浦町観光協会事業補助金）	17	【指摘】証憑類の照合について	補助金の交付にあたっては、収支計算書の入手と実績報告の入手に合わせて、領収証、請求書等の証憑類との照合も実施されたい。
No. 46 豊浦地域観光・くらし情報等発信ポータルサイト制作業務	18	【意見】ポータルサイトの制作目的に合致した効果測定について	目的たる定住人口の推移など複数の目標値を設定して総合的に効果測定を検討すべきである。
No. 47 下関市川棚温泉癒やしの庭設計業務	19	【意見】一者随意契約の慎重な検討について	公正性を明確にし、透明性を確保することも求められている。このような観点からの検討がなされたか、なされたのであればその検討過程についても言及することを検討されたい。
事業 No. 44、45・・・【指摘又は意見】なし。			
菊川総合支所			
No. 48 菊川町観光協会事業補助金	20	【意見】菊川町観光協会の運営の在り方について	運営の在り方について見直しを検討されたい。
No. 50 令和5年度菊川自然活用村環境整備工事	21	【意見】入札参加者数増加に向けた取組みについて	条件付一般競争入札により実施されており、旧豊浦郡4町に本店があることが条件となっている。条件を、下関市内に本店がある事業者などに拡大し、他の事業者の入札への参加が容易になるか否かを検討されたい。
No. 51 菊川おもてなしプロジェクト No. 51-1 地域資源を活用した新商品開発戦略策定業務（委託料）	22	【意見】プロポーザル審査委員会の委員構成について	受託事業者候補を選定するプロポーザル審査委員会の委員には、市の外部の民間事業者や学識経験者などの参加を検討されたい。
No. 51-2 菊川自然活用村Wi-Fi整備業務	23	【指摘】再委託手続の合規性について	契約書の規定に基づいた再委託に関する手続を実施すべきである。
No. 51-5 歌野景観整備（アジサイ植栽）業務	24	【意見】業務等委託検査調書の記載について	業務等委託検査調書には、検査の結果だけでなく、どのように検査を実施したのかについても合わせて記載し、委託業務の履行確認方法を明確にされたい。
No. 51-6 歌野景観（ツバキ植栽）業務	25		
No. 51-8 歌野の桜ライトアップ照明取付等業務	26		
No. 51-9 菊川自然活用村Wi-Fi運営保守管理業務	27		
No. 51-10 令和5年度菊川地域宿泊施設利用促進送客支援業務	28	【指摘】再委託手続の合規性について	委託先事業者の業務の実施体制を確認し、契約書の規定に基づいた再委託に関する手続を実施すべきである。
No. 51-10 同上	29	【意見】市営宿舎サングリーン菊川の運営について	利用率が向上しなければ、運営について、更なる検討が必要になると思われる。
No. 51-14 令和5年度菊川おもてなし実行委員会負担金	30	【意見】菊川おもてなし実行委員会の運営の在り方について	運営の在り方について見直しを検討されたい。
No. 52-1 道の駅きくがわ敷地内清掃等管理業務	31	【意見】履行の確認方法について（合規性、経済性）	見積の妥当性の評価及び翌年度の予算見積の評価を適正に行うためにも、作業時間の把握を記録として残すことを検討されたい。
No. 52-2 河川公園管理業務	34		
No. 52-3 ほほえみの小径管理業務	37		
No. 52-1、2、3 同上	32	【意見】随意契約における見積り合せに係る見積書の	予定価格の積算に際して徴取する見積書においても、極力2者以上か

		徴取について(経済性)	ら見積書を徴取するよう、より一層努力されたい。
No. 52-1、2、3 同上	33	【意見】適正な予定価格の積算について(経済性)	委託した業務に関する情報収集を行うとともに、実績報告書等の記載内容について分析・検討を行い、担当者が予定価格の積算に利用し得ると考えられる項目を追加するなど、次年度以降の適正な予定価格の積算の根拠として活用できるよう必要に応じて実績報告書等に記載すべき内容について見直しを図られたい。
No. 52-3 同上	35	【指摘】年度実施計画書の徴取について(合规性)	仕様書も委託契約の一部を構成していることから、契約の適切な履行のため、仕様書に従い委託先事業者に対して年度実施計画書を徴求すべきである。
No. 52-3 同上	36	【意見】履行の確認方法について(合规性、経済性)	委託業務が適切に実施されていることを確かめるために、月次の報告の際に実績報告書や添付の写真などを慎重に確認するとともに必要に応じて清掃現場を視察するなど、履行確認を徹底すべきである。
No. 52-3 同上	38	【意見】入札参加者数増加に向けた取組みについて(経済性)	条件を緩和するなど、他の事業者の入札への参加が容易になるか否かを検討されたい。
No. 52-4 農村交流施設管理業務	39	【意見】履行の確認方法について(合规性、経済性)	個別案件 31、34 等と同じ
事業 No. 49、51-3、51-4、51-7、51-11、51-12、51-13・・・【指摘又は意見】なし。			